

ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件審査委員會

昭和二十年九月十九日（水曜日）樞密院事務所ニ於テ開會

出席者

審査委員長

清水副議長

審査委員

潮顧問官

相澤  
密  
院

樞密院

林 顧問官

三土 顧問官

池田 顧問官

野村 顧問官

芳澤 顧問官

國務大臣

裕彦王内閣總理大臣

吉田 外務大臣

津島 大藏大臣

岩田 司法大臣

山崎 内務大臣

説明員

村瀬 法制局長官

佐藤 法制局參事官

松本 外務次官

澁澤 外務省條約局長

山際 大藏次官

石黒 書記官長

諸橋 書記官

高辻書記官

(午前十時開會)

清水審査委員長開會ヲ宣ス

東久通總理大臣ヨリ本案ノ立案理由及内容ニ  
付吉田外務大臣ヨリ本案ヲ必要トスル情勢ニ  
付大藏大臣ヨリ本案制定ノ動機ヲ爲シタル聯  
合軍ノ使用スル通貨ノ問題ニ關シ夫々説明ア  
リ  
潮委員ヨリ

(一) 本案ト憲法第八條第一項トノ法的關係ヲ  
問ヒ村瀨法制局長官ヨリ帝國ト聯合諸國ト  
ノ間ニハ各種ノ關係アリ而モ帝國ノ措置如  
何ニヨリテハ如何ナル事態ニ立至ルヤ不明  
ナリ本案ノ動機トナリタル通貨問題ニ付テ  
ハ聯合國側ヨリ帝國側ニ於テ遲滞ナク措置  
ヲ講ゼンコトヲ求メ其ノ遲延シタル場合ハ  
聯合國軍ニ於テ直接諸般ノ措置ヲ講ズベキ  
旨申越シタリ若シ直接先方ノカガ我ニ加ハ  
ルトキハ帝國ノ存立ニ係ル所アルベク先方

ノ用語及其ノ議制組織ニ依リ處理セラレシ  
ク各般ニ亘リ憂慮スベキ半端ヲ發生シ人心  
恟恟トシテ安定ヲ缺クノ嫌アリ之ヲ防グハ  
正ニ憲法第八條ニ所謂公共ノ安全ヲ保持ス  
ルモノナリト思料スル旨、

(二) 本案ニ基キテ發スル命令ノ内容ヲ訊シ今  
一舉ニ所要ノ命令ヲ出スコトナク議會其ノ  
他必要ノ手續ヲ經ルヲ可トセザルヤ否ヲ問  
ヒ村瀨法制局長官ヨリ從來授權立法ヲ規定  
スル際ハ事項ノ内容ニ付限定スルヲ例トシ

タモ今回ノ事例ハ我國從來ニ見ザル所ナル  
ガ欲ニ之ニ應ズル立法モ亦從來ノ例ニ沿ハ  
ザルモノナルガ本案ノ發動ハタゞポツダム  
宣言ノ實現ニ限定セラレ茲ニ自ラ制限ヲ存  
スベク若シ右宣言ノ實行ニ當リ別段緊急ヲ  
要セズ又議會開會中ノ場合ハ法律ニ依ルコ  
ト、スルハ勿論ニシテ案中、特ニ必要アル場  
合ニ限ル外一般ノ手續ニ依ルコト、スル旨、  
(三) 參照ノ施行勅令ニ掲グル罰則ハ閣令、省令、  
府縣令及警察令ニ關スル罰則ノ件ト多大ノ

逕庭アリ之が理由如何ヲ訊シ法制局長官及  
司法次官ヨリ今回發動ノ命令が從來ト異ナ  
リタル觀點ヨリ出ヅルモノナレバ罰則モ自  
ラ異ナラザルヲ得ズ即チ先方が強キ罰則ヲ  
要求シ來リタル場合ニ具ヘ之が受入レノ態  
勢モ或程度整ヘ置クノ要アルト之ヲ以テ先  
方ノ要求ヲ應機迅速ニ行ヒ得ル要致シ置ク  
ノ要アル旨司法次官ヨリ罰則ノ内容ニ付テ  
ハ先方ノ要求ニ鑑ミ相當程度上ゲテ置クノ  
要アルベク而シテ戰時緊急措置法等最近ノ

立法趨勢ニ從ツテ具體的ノ刑ヲ定メタル旨、  
四緊急勅令ト參照ノ勅令ハ法令ヲ簡素化シ  
之ヲ分明ナラシムル爲之ヲ單一ノ勅令トス  
ルヲ可トセザルヤヲ問ヒ法制局長官ヨリ緊  
急勅令ハ根幹ヲ規定シ之が施行勅令ハ多少  
エトリヲ存セシムル爲之ヲ別箇ノ勅令トシ  
タル旨、夫々答辯アリ

林委員ヨリ

(一)本案ニ所謂、要求ニ係ル事項ハ内容廣般ナ  
ルベク事項ニ依リテハ公共ノ安全ニ關セザ

ルモノモ之ヲ存スベク之等ニ付テモ本令ニ依リ命令ヲ發シ得ルコトトスルハ憲法第八條第一項ノ要件ヲ逸脱スルノ嫌アリトシ當局ノ所見ヲ求メ村瀨法制局長官ヨリ先方ノ要求ニ對シ我方之二應ゼザルトキハ直接ノ措置ニ出ヅルコトヲ豫想セラレ斯ル場合ハ公共ノ安全ニ妨アルモノト謂フベク此ノ種緊急勅令ノ先例ト目スベキ明治四十三年ノ朝鮮ニ施行スベキ法令ニ關スル件ヨリ更ニ重要ナリト思料セララルヲ以テ本案ヲ緊急

勅令トスルモ支障ナシト信ズル旨

(一) 特ニ必要アル場合ノ意義ヲ問ヒ村瀨法制局長官ヨリ本措置が異常ナルモノナルヲ以テ此ノ適用ノ範圍ヲ限定セントスルモノニシテ内容緊急ナラズ又時恰モ議會開會中ノ如キ場合ハ之ヲ以テ法律ニ依ルコト、スル等ノ餘地ヲ存シタル旨、

三土委員ヨリ

(一) 緊急勅令ト參照勅令トハ之ヲ單一勅令トスルヲ便トシ且之ヲ以テ支障ナカルベシト



シ村瀨法制局長官ヨリ緊急勅令ノ改正ヲ少  
カラシムル爲別種ノ勅令トシタル旨、  
(二)現地ニ於ケル日系通貨又軍票ノ效力停止  
ニ伴フ措置ヲ問ヒ大藏大臣ヨリ軍及在留民  
ノ通貨ハ現地ニ於テ使用可能ノ限リ之ヲ使  
用シ使用停止ノ際ハ聯合軍司令官ト交渉先  
方ノ通貨ヲ一時的ニ借入スル等我方現地當  
局ニ對シ應機措置ヲ講ゼシムベク指令シタ  
ル旨、

(三)米軍ノ使用スル通貨ニ關シ質問シ大藏大

臣ヨリ聯合軍ニ對シテハ給與、設營費等ニ要  
スル經費ヲ配慮スルノ要アリ之ガ爲ノ通貨  
トシテ軍票ヲ使用セシムレバ日本銀行券ト  
ノ併用ニ依リ各種ノ問題ヲ生ズベキニ由リ  
軍票トシテ現ニ流通シアルモノハ極ク之ヲ  
回收シ將來ハ專ラ銀行券ヲ使用スル様要請  
シタル旨 夫々答辯アリ

池田委員ヨリ

(一)聯合軍ノ消費スル通貨ノ額ヲ問ヒ大藏大  
臣ヨリ兵一月ノ給料ハ三十五弗ニシテ現在

樞密院

ノ兵力ニ於テハ四十五日間ニ於テ九億二千  
萬圓、一日當リ二千萬圓ニ達スル旨、

(二) 沖繩ニ於ケル通貨ニ關スル罰則如何ヲ問  
ヒ大藏外務兩大臣ヨリ明確ナラザルモ罰則  
ハ朝鮮ニ於テハ稍々重ク本案ニ伴フ先方ノ  
案トシテハ相當重キ刑ヲ豫定シタルガ如キ  
旨、

委員長ハ以上ヲ以テ質問終了ト認メ大臣及説  
明員ノ退席ヲ求ム

(大臣及説明員退席)

其レヨリ委員間ニ於テ協議ノ結果本案ハ此ノ  
儘之ヲ可決スベキ旨全會一致ヲ以テ議決ス  
仍テ委員長閉會ヲ宣ス

(正午閉會)



終戰連絡事務局官制改正ノ件審査委員會

昭和二十年九月二十五日(火曜日)樞密院

事務所ニ於テ開會

出席者

平沼 議長

清水 副議長

審査委員長

南 顧問官

審査委員

樞密院